

令和4年 第11回教育委員会会議録

令和4年11月16日(水)

甲州市教育委員会

第11回教育委員会 会議録

日 時 令和4年11月16日(水)(午前9時30分から)

場 所 甲州市役所2階 第1会議室

一 出席した委員は次のとおりである。

教 育 長	小 林 俊 彦	職 務 代 理	石 川 順 子
委 員	永 田 清 一	委 員	加 藤 幸 夫
委 員	田 口 由 季		

一 欠席した委員は次のとおりである。

(なし)

一 出席した者は次のとおりである。

教育総務課長	雨 宮 邦 彦	教育総務課L	廣 瀬 剛
教育総務課L	金 澤 祐 子	生涯学習課長	飯 島 泉
生涯学習課L	森 一 幸	指 導 主 事	那 須 栄 樹
教育総務課L	高 石 宏 満	事 務 担 当	望 月 仁 美

一 欠席した者は次のとおりである。

指 導 主 事 岩 下 和 子

一 会議に付された案件は次のとおりである。

日程第1 教育長諸般の報告について

日程第2 議案第14号 甲州市立学校設置条例及び甲州市学校体育施設開放条例の一部を改正する条例について

日程第3 議案第15号 甲州市立小・中学校指定校変更及び区域外就学に関する事務取扱要領の一部改正について

日程第4 議案第16号 「松里中学校統廃合見直しに関する要望書」への対応について【非公開】

教育長

はじめに本日の会議の一部非公開についてお諮りいたします。先程、加藤委員から、日程第4議案第16号「松里中学校統廃合見直しに関する要望書」への対応について、委員の自由な発言を確保すること、外部からの言動に採択結果が左右されることのないよう、採択における公正確保の徹底及び静室な採択環境を確保するために甲州市教育委員会会議規則第13条規定により当該議案を秘密会 非公開を求める発議がありましたのでこれを議題とします。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項但し書きの規定に基づき、委員の三分の二以上の多数で議決された場合は、公開しない事と出来ます。

本件については、同法律第14条第8項の規定により討議を行わないで可否を決しなければならぬものとされておりますので、皆様にお諮りいたします。

加藤委員発議の日程第4 議案第16号 については、非公開での審議とすることとしてよろしいでしょうか。

「はい」の声

教育長

では、本日の会議は日程第4を除いた部分のみ公開といたします。

それでは、ただいまから、甲州市教育委員会11月定例会を開催いたします。

本日の出席委員は4名で定数に達しております。本日の会議録署名委員に加藤委員を指名いたします。

それでは、議事日程に基づき、これより日程に入ります。

日程第1 諸般の報告について、私のほうから報告をさせていただきます。お手元にお配りしてあります、諸般の報告のとおりであります。本件についてご質問、ご意見等ございませんか。

「なし」の声

教育長

それでは、日程第1については、以上で終わらせていただきます。

日程第2 議案第14号 甲州市立学校設置条例及び甲州市学校体育施設開放条例の一部を改正する条例について、教育総務課長説明をお願いします。

教育総務課長

はい。それでは、日程第2 議案第14号 甲州市立学校設置条例及び甲州市学校体育施設開放条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。まず、「議案第14号」とある資料の1ページ目をご覧ください。まず趣旨でございます。令和7年4月から塩山北中学校、神金第二中学校及び塩山中学校を統合することに伴いまして、上記2つの条例の一部改正について、市議会12月定例会への上程を要請するものでございます。内容といたしまして、まず要請の背景でございます。市長が8月30日甲州市議会9月定例会において、塩山地域の中学校再編の今後の実施方針について表明以来、教育総務課として塩山地域の小学校毎で説明会を実施して参りました。塩山北中学区の神金小、大藤小、玉宮小の各校での説明会において、令和2年11月の塩山地域の中学校再編の表明から、今回の今後の実施方針決定までの経過から「今回説明の今後の実施方針のとおり確実に進むのか不安がある」、「市議会での条例改正の議決が最終決定ならそれはいつになるのか」等の意見が保護者から寄せられました。このことから、教育委員会として保護者の不安感払しょくのためにも、令和4年12月定例会に「甲州市立学校設置条例」等を改正するための手続きを進めるよう市長に要請するものであります。条例改正の内容といたしましては、(1) 甲州市立学校設置条例の一部改正として、市立学校の一覧から甲州市立塩山北中学校及び甲州市立神金第二中学校を削るものでございます。(2) 甲州市学校体育施設開放条例の一部改正として、学校体育施設の表のうち学校運動場夜間照明施設の表

及び学校体育館施設の表からそれぞれ塩山北中学校を削るものでございます。その他既定の整備を行って参ります。以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

教育長 今、課長の方から説明がございましたが、委員の皆様からご質問等ございますか。この12月議会で改正という手続きに入らせていただきたいという事ですが、いかがでしょうか。

永田委員 はい。

教育長 はい。永田委員お願いします。

永田委員 説明会等をした中で、実施方針どおりできるかどうか不安だという声があるというのが大きな理由の1つだということですね。この不安を払しょくするために条例に明記して統合に進むと言う事を明らかにするということですね。

教育総務課長 ここで条例の改正をさせていただきたいということで、市長に上程を要請するという中で、今まで3校同時に統合するという事で進んできたものを今年の9月の定例会で、松里区長会からの要望によって松里中学校が外れました。こういった状況が変わってくる中で、塩山北中学区の保護者の方から、今回のこの方針がちゃんと進むのかどうか、統合されるのかどうか不安だというご意見がありました。また、どこが最終決定なのかというような質問もありまして、やはり市議会での条例改正の議決が最終決定ですという形になりますので、そこをきちんと上程して12月の市議会で議決をしていただいて、塩山北中学校と塩山中学校が統合するということを確認なものとして示していければと思っております。この後の議案にも出てきますが、区域外就学の対応についても考えていきたいと思っております。

永田委員 すごく初歩的なことですが、令和4年12月の定例会で条例を改正し、実際に統合するのは令和7年の4月であるとすると、条例改正から実際の統合までの空白の期間が出来て問題ないのでしょうか。条例から塩山北中の名前を消してしまって、令和5年、6年はどうなるのかということですか。

教育総務課長 期日としては令和7年4月1日が施行期日になっておりますので、令和5年、6年につきましては、通常ですと指定校が塩山北中学校になっている大藤・神金・玉宮のお子さんは塩山北中学校へ行くというのが基本となります。ただ、現在の小学5年生、6年生にとってみると、中学2年生、3年生の時に統合となり、途中から学校が変わることを不安に感じている保護者の方々もおられます。次の議案第15号の内容になりますが、保護者の不安を解消するために、令和5年の中学校入学時から統合を理由として塩山中学校へ行けるような対応をとというような形で、柔軟に対応して欲しいという保護者のご要望もありますので、そういったことで対応して保護者の方の不安を軽減していきたいと考えております。

永田委員 なるほど。そういった保護者の要望に応えるために改正をするということですね。

教育総務課長 市長が令和7年に塩山中学校、塩山北中学校、神金第二中学校を統合し、段階的な再編を目指すということを9月に表明しました。市の方針としまして、やはり条例改正が最終決定になりますので、市の姿勢としてこういう風に進めていきたいというところを示していただきたいということで、今回要請をしていきたいと提案させていただきました。

職務代理者 はい。勝沼・大和中の統合の時はどうでしたか。同じように前もって条例改正をしていましたでしょうか。

教育総務課長 勝沼中学、大和中学の時にしましては、統合決定から1年しかありませんでしたので、今年の9月の定例会で条例を改正いたしました。6月末に勝沼中学校と大和中学校の教職員・保護者を委員とする統合準備委員会を設置し協議がはじまっていたこと、統合に伴い保護者の要望に対応したり準備のための予算が必要になってきますが、その予算を計上するにあたっては、条例として決まっていなくて予算は計上できませんので。去年はタイトなスケジュールでしたが、9月に条例改正と補正予算を組ませていただいて、統合した4月までの半年の中で様々な

準備を行いました。

永田委員

塩山北中学校に在籍する子はそのまま進級していき、現在の小学校5年生、6年生は中学校に進学する際に塩山中学校に行きたいということに対応できるということになるわけですね。

教育長

区域外就学については次の議案になります。

永田委員

分かりました。

教育長

保護者の皆様方からも塩山北中、松里中、塩山中の3校で再編するということが変更になったこともあり、今後、当初の計画どおりに進むのか、何か変更になることがあるのかという声がありました。その一方で、区域外就学について、中学2、3年の進学時に転校するということが、子ども達にとってどれだけの負担になるのかと心配され、それについて配慮が無いのかという話もありました。そのような状況の中で、永田委員がおっしゃったように、現在、塩山北中学校に在籍するお子さん達はそのまま進級して卒業していくわけですが、今の小学校6年生、5年生、4年生に対して「こういった計画で進めていきます」という道筋をはっきりと提示するというのも必要ではないかと思しますので、まずは条例の改正で示すのが良いのではないかというところです。

永田委員

わかりました。ありがとうございます。

教育長

他に何かありますでしょうか。

#### 「なし」の声

教育長

それではお諮りします。議案第14号 甲州市立学校設置条例及び甲州市学校体育施設開放条例の一部を改正する条例について、提案のとおり市議会12月定例会への上程を市長に要請するものとしてよろしいでしょうか。

#### 「はい」の声

教育長

議案第14号については提案のとおり可決いたしましたので、私の方から市長に今定例会での審議を報告し、議案上程の要請をさせていただきます。次に移ります。

日程第3 議案第15号 甲州市立小・中学校指定校変更及び区域外就学に関する事務取扱要領の一部改正について、教育総務課長説明をお願いします。

教育総務課長

引き続きお願いいたします。議案第15号 甲州市立小・中学校指定校変更及び区域外就学に関する事務取扱要領の一部改正について、でございます。1ページ目をご覧ください。まず、趣旨でございます。令和7年4月の統合に伴い、中学在学中に転校が必要となる塩山北中学区の現6年生、現5年生について、「中学校統合時の転校に不安がある場合」を要件として、統合前段階の中学校入学時からの指定校変更の許可についてご審議をお願いするものでございます。内容といたしまして、1議案提出の背景等でございますが、塩山地域の中学校再編の方針決定以降、保護者説明会において、保護者から中学在学中の統合に不安があり、その解消のため「中学校統合」を理由として、入学時から指定校の変更を認めて欲しいとの要望がございます。7月の保護者意見交換会、8月30日の塩山地域の中学校再編の今後の実施方針についての表明に基づく保護者説明会でも、同様の意見が塩山北中学区の神金小、大藤小、玉宮小の各校での説明会において数多く寄せられました。このことから、教育委員会において、統合を理由とした指定校変更の許可についてご審議いただきたいと思っております。2事務取扱要領改正の内容といたしまして、指定校変更の許可基準に次の一行を加えるものであります。理由として、中学校統合。要件として、中学校統合時の転校に不安がある場合。就学する学校につきまして

は、希望する学校。期間は、卒業まで。というものを加えたいと考えておりますので、ご審議をよろしく願いいたします。資料として、現在の事務取扱要領を添付しております。2ページの指定校変更の許可基準の最後に中学統合を理由とした指定校変更についての許可基準を付け加えたいというものでございます。

教育長 今、課長の方から説明がございましたが、何かご質問等ございますか。

永田委員 はい。質問ではないのですが、中学進学時に塩山中学校へという道が開かれるけれど、きちんと手続きを踏んで、ということですね。

教育総務課長 はい。今までは許可基準として、部活動等を理由としていましたが、説明会の中で保護者の方から、受験を控えた3年生時に学校を移るだとか、2年生であっても途中から学校が変わるのは不安だというお声がたくさん出まして、部活動だけではなく、統合を理由として、不安があるからそれを理由として入学当初から塩山中学に行けるようにして欲しいという意見がありました。文科省の通知の中にも保護者の声を重く受け止めて対応するよというものもありますので、教育委員会としてはそういった対応をしていきたいという所です。

教育長 これは議会ではなくこの教育委員会で決定するものになります。

永田委員 はい。私の周りにも塩山北中学区の保護者がいまして、統合前にみんな塩山中に行ってしまうのではという心配の声も聞きます。中学統合を許可基準とすることは理解しますが、ただ、遺恨とならないよう、そのまま塩山北中に進学する子ども、指定校変更をして塩山中に行く子ども、どちらも親だけでなく子ども自身にもその理由がきちんと分かるようにして欲しいと思います。

教育長 私は今、永田委員がおっしゃったようなことは当然起きてくるとは思います。その辺りのことはどうでしょうか。

事務局 はい。まず、今回この改正にあたりまして、保護者の方からの不安があるという声を受けまして、指導主事が大藤小、神金小、玉宮小で中学校進学について出張授業を行ったり、オープンスクールという形で保護者も交え大藤小、神金小、玉宮小の5、6年生に塩山北中に行っていたいただき、学校を見ていただくことであったり、そういった機会も設けております。現状、中学校においては複式学級という制度は山梨県では採用されていないので、仮に学年で生徒が1人になったとしても、例えば1、2年生で合同、ということは無いということになります。ただ、一方で心配されるように、皆さんが塩山中学に行ってしまうという可能性もありますが、先程の議案第14号で令和7年3月31日を以て、塩山北中と神金第二中と塩山中を統合するという条例改正には、現在の中学1年生が令和7年3月31日に卒業する、つまり塩山北中の最後の卒業生になりますので、例え入学生がいなくてもこの子たちは最後まで塩山北中で卒業できるという体制を作るということも含まれております。塩山北中学区においてもここ数年、少人数化の影響でクラス替えが出来ない状況になっています。一部の保護者の方ですと、ご自身も中学校でクラス替えをしたことがないということもあります。そのような環境の中で、お子さんが中学校生活の途中で大人数の学校に転校となるのは不安がある方もいらっしゃいます。私ども教育委員会としては令和7年4月に向けてスクールカウンセラーを入れたり、支援スタッフを入れたりしながら子ども達の不安解消に努めていきます、ということをお伝えしていますが、そうではなく、親の責任で最初から通えるようにさせて欲しいという形で要望がありました。状況によっては今後の塩山北中の生徒数に関わるものでありますが、保護者の要望としてそういった気持ちがあるということを考慮しながら審議いただきたいと思います。

永田委員 はい。言っていることも分かるし、そういった進め方も理解できます。非常に保護者の不安について言われていますが、後輩が入ってこないかもしれない塩山北中学校の在校生の心情を考えると可哀そうになってしまうんですよ。下の子達が入ってくるのを楽しみにしていたんじや

ないかと。そういったことの解消は難しいと思いますが、勝沼・大和中の統合の時は学校同士の交流もありましたよね。そういう活動も含めて、塩山北中の在校生も統合校の生徒の一人であるということを説明して、気持ちよく卒業してもらいたいと思っています。

教育長

永田委員のおっしゃることは本当によく分かります。もし、卒業の時に送ってくれる後輩がいなければ、その子はどんな思いをするのかというのはあります。ですから、それを皆で支えて、塩山北中の閉校を見届けてもらって、みんなで、全力で送り出して行くという事をするという思いでいます。実際にやるのは難しいかもしれないけど、みんな思っているんです。ただ、この許可基準の変更をしなくても、部活で塩山中に行きたいという子のことは止めようがないです。また、親御さんの意見を直接聞いてみると、3年の時や2年の時に転校することの不安が拭いきれないということです。修学旅行とかもありますし、それは何とかしてくれないかと切実に訴えられていますので、何とかしなければいけないなと思うんです。指導主事も5、6年生のところに行って、みんなは塩山北中に行くんだけど、統合する予定になっていてということの説明して、だけど塩山北中ってこんなに良い所だよという話もしましたし、オープンスクールの前日のおよっちょい祭りですごい発表をしましたから、子ども達もあの状況を見れば、何かしら塩山北中の魅力を感じてくれたのではないかと思います。塩山北中の全校合唱をやってみたいとか、あんな中で勉強してみたいとか思った子はいるんじゃないかと思います。何か補足ありますか。

事務局

今回につきましては、事務取扱要領の中に指定校変更の許可基準として中学校統合を含めるか、含めないかという所になります。逆にこれが入ったからといって、全員が塩山中にということではなく、保護者の方が考える一因とするということになります。特に今後統合を進めていく中で、説明会におきましても保護者の気持ちに寄り添って統合を進めていくと説明させていただいております。それを考えた時に、これは認めないということになると教育委員会としてその説明と矛盾があるのではないかという指摘を受ける懸念もあると考えます。色々な要素がありますが、あくまでも許可基準として載せるということになります。教育的配慮など、他の理由に入れてしまうのではなく、新たに明示することによって、保護者の皆さんの気持ちを考えながら進めていくということを表すことにもなるのかなと考えます。

永田委員

はい。今は親御さんの気持ちを十分汲みたいと、6年生の子に判断は難しいですから、それはよく分かります。でも子どもは成長しますから、その時に悔いのないようにしてもらえればと思います。よろしく願いいたします。

田口委員

はい。

教育長

田口委員お願いします。

田口委員

この中学校統合を理由とする許可基準はいつまで掲載する予定でしょうか。松里中に関しても統合自体が完全に白紙になったわけではないので、それも含んで掲載の期間を決めるのでしょうか。

事務局

令和7年4月時点での松里中の統合に関しての進み具合によって判断したいと考えております。

田口委員

現時点ではまだわからないということですね。ありがとうございます。

教育長

他、何かございますか。

「なし」の声

教育長 議案第15号 甲州市立小・中学校指定校変更及び区域外就学に関する事務取扱要領の一部改正については、提案のとおり、中学校統合を理由とした指定校の変更を許可するものとしてよろしいでしょうか。

「はい」の声

教育長 議案第15号については原案のとおり可決いたします。次に移ります。  
これより非公開による審議といたします。

**【 非公開 】**

教育長 それでは、次回 12月教育委員会は12月22日午前9時30分から開催したいと思いますが、よろしいでしょうか。

「はい」の声

教育長 それでは、次回 12月教育委員会は12月22日午前9時30分から開催予定といたします。  
以上で本日の日程すべてを終了いたします。どうもありがとうございました。